

令和6年度基本(運営)方針、事業計画

社会福祉法人 愛育会

- ・総務部
- ・吉野川育成園(事業計画は別冊)
- ・おりなす
(愛育会地域生活総合支援センター)
(なごみ)

社会福祉法人 愛育会

基本理念

共に生き ともに育つ つなぐ輪の広がり求めて

社会福祉法人 愛育会は、この基本理念のもとに地域をはじめ、関係機関との連携を図りながら、法人が実施する各種の福祉サービス事業を適切に推進し、利用者のみなさまの人としての尊厳を守り、より豊かな人生が実現できるように支援します。

- 一 愛育会は、障がいのある人も、障がいのない人も共に生きる社会を実現するために努めます。
- 一 愛育会は、障がいのある人一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい充実した人生が送れるよう共に歩んでいきます。
- 一 愛育会は、これらの目標を達成するため、地域福祉の架け橋になります。

社会福祉法人愛育会の求める職員像

- * 常に社会福祉の基本理念を意識しながら支援のできる人
 - 一 個人の尊厳を守り、その人らしい自立した生活や日常生活が営めるよう支援 一
- * 常に優しさと思いやりを持って、利用者に寄り添い支援のできる人
 - 一 信頼関係構築の基本 一
- * 常に自らの人格向上と専門職のスキルアップに努められる人
 - 一 福祉は人なり 一
- * 常にチームプレーのできる人
 - 一 協調性、共生意識の醸成 一

令和6年度

社会福祉法人愛育会 事業実施方針

〔実施方針〕

- 1 基本理念に基づき、常に利用者の尊厳に配慮した良質で安心・安全なサービスの提供に努めます。また、一人ひとりの人権や意思を尊重し、誰もが心身ともに健やかに、楽しみを感じながら生活できるよう支援することに努めます。
- 2 地域社会との連携を進めるとともに、公益的取り組みを通して暮らしやすい社会づくりに取り組み、地域に愛され、地域とともに育つ施設・事業所を目指します。
- 3 新たに策定する中期計画や各部の事業計画のほか様々な計画に沿った事業運営を行うとともに、進行管理を適切に行い計画の実現に努めます。また、人口減少や利用者の高齢化等の法人を取り巻く環境の変化や災害等の課題への対応についても取組を進めていきます。
- 4 より一層、魅力のある施設・事業所となることを目指して、利用者や地域のニーズを踏まえた事業実施に努めるとともに、業務改善や経営の効率化に向けて検討を進めます。
- 5 法人の経営安定のため次の3つの確保に取り組みます。
 - ① 人材確保については、求める職員像に沿った確保ができるよう取り組みます。そのため、ホームページやインスタグラム等を活用し、法人の活動や人材育成の取組を紹介すること等により、積極的な魅力発信に努めます。また、ボランティアや実習生、アルバイトの積極的な受入を進めるほか、職員提案を受けた新たな取り組みも検討します。

- ② 入所部門においては利用者が減少していることから、一層の魅力化・差別化、積極的な情報発信、関係先へのアプローチ等様々な取り組みを検討・推進し、利用者の確保に努めます。
- ③ 入所部門においては、寮長・課長に権限を委譲し、収支を意識した経営を進め一定の収益の確保に努めます。

6 人材育成については、キャリアパスや人事考課表に示した職員に求める能力や姿勢を身につけ、職位に応じた役割を果たすことができるよう内部研修の充実やOJT等を通じ、スキルアップを図る機会の提供に努めるとともに、研修内容の評価を行い改善に努めます。

また、社会的ニーズを踏まえ、入所部門では中核的人材の育成のほか、強度行動障害者の受け入れや集中的支援が実施できるよう研修を充実します。

7 虐待や身体拘束防止については、繰り返し研修を実施し、一人ひとりの職員に意識の定着を図るとともに、入所部門においては幹部職員が率先して取り組み、障害特性の理解や危険な兆候の確認、強度行動障害者に対する支援力の向上に努めます。

8 苦情解決制度や利用者へのアンケートや第三者評価での指摘を踏まえるとともに、居住系サービスにおける「外部の眼」を取り入れ、更なる福祉サービス質の向上に努めます。

9 南海トラフ巨大地震から利用者の命を守り、安心した生活ができるよう津波のない地域への一部移転を推進するとともに、当該地域を中心にした新たな事業展開について検討します。加えて、能登半島地震の対応状況を参考に、マニュアル等について見直しを進めます。

また、感染症への対応については、国や県の指導にそって、発生時における関係医療機関との連携体制の構築等に取り組みます。

令和6年度 総務部運営方針・事業計画

- 1 各部の事業が円滑に遂行されていくよう連携を密にし、安定的な運営に努めます。
 - (1) 法人事務局と連携し理事会、評議員会の開催運営等
 - (2) 法人調整会議の円滑な運営

- 2 収支の改善を図るため、支出の見直しや収入増につながる方策について、各部と連携し点検等を行い、早急にできる対策から実施し収支好転に向けての取り組みを鋭意進めていきます。
 - (1) 収入及び支出の徹底的な見直し
 - (2) 各寮、課における経営改善の取り組みに資する資料の提供

- 3 新たな中期計画を踏まえ、長期的な展望、経営見通しに立って積極的な取り組みを推進していきます。
 - (1) 現中期計画の総括及び命を守る視点を重視する新たな中期計画の策定
 - (2) 津波が来ない地域における新施設建築用地の取得及び費用対効果を重視した建築設計等

- 4 大規模災害発生時の防災対策の推進に努めるとともに、感染症対策については、国、県の動向や状況把握に努め、万全を期していきます。
 - (1) 津波発生時における現施設への影響及び発生後の避難生活の想定・検証
 - (2) 感染症対策に係る事務の点検、確認

- 5 働きやすい職場の実現を推進するため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を推進するとともに、職場におけるハラスメントの防止等に努めます。
 - (1) 一般事業主行動計画の周知及び着実な推進
 - (2) 働きやすい職場づくり等に関する研修等の実施

6 将来を見据えた人材育成等に努めます。また、地域に必要とされる法人を目指します。

(1) 労務管理等の研修への参加

(2) 社会や地域に対する貢献事業の推進

令和6年度

吉野川育成園運営方針・支援方針

- 1 法人基本理念に基づき、常に利用者の尊厳に配慮した良質かつ、安心・安全なサービスの提供に努めます。また、利用者の人権と意思を尊重し、心身ともに健やかにその人らしい充実した楽しい人生が送れるようにします。
 - (1) 利用者個々のニーズ、障がい特性を的確に把握したうえで、多様なプログラムを設定し、日中活動にて潤いのある生活や自立に向けた取り組み等、個々のニーズに応じ、充実した日々が送れるように努めます。
 - (2) 利用者の個々の状況に応じた合理的配慮を行い、主体的な生活が出来るよう意思決定支援に努めます。
 - (3) 日常生活上の個人のリスクの把握・軽減に努めるとともに、医療との連携を密にして、感染症予防や健康管理に努めます。
 - (4) 理学療法士や外部講師の指導を基に、楽しみながら体を動かし、身体機能の維持に努めるとともに、日々の生活の中にもリハビリを取り入れいつまでも健康に生活できるよう取り組みます。
 - (5) 保護者・後見人・関係機関等との連携を深めます。
 - (6) SDGSの17のゴールに対して、できる事を継続して取り組みます。
 - (7) 長期ビジョンを策定し、園の示す方向性を明確にします。
- 2 地域の資源を活用し、地域社会との交流・連携をすすめ、暮らしの充実を図ります。また、様々なニーズに応え、地域や、人のためになるよう努めます。
 - (1) 地域資源を活用した日中活動や地域行事に参加し交流を深めることで、利用者一人ひとりが地域の一員であることを実感できるよう努めます。
 - (2) 地域の中での施設の役割を理解し、地域ニーズの把握に努め、社会や地域の方々から理解と信頼を得られるよう、積極的に情報を発信します。
- 3 新たに策定する中期計画に沿った事業運営と、目標達成に向けた具体的な取り組みを行い、計画の実現に努めます。

また、人口減少や利用者の高齢化等、取り巻く環境の変化や災害時の課題への対応についても取り組みを進めて行きます。
- 4 入所支援、通所支援共に、より一層利用者にとって魅力ある施設を目指し満足度の向上に努めます。
 - (1) 入所支援においては、利用者個人の特性に応じた活動内容の構築や、環境整備を行い、充実した活動が出来るよう支援します。抽出された課題や改善点についてはPDCAサイクルを行いQOLの向上に繋がります。
 - (2) 通所支援においては、活動の充実や利便性の向上を図り、利用者の確保を目指します。
- 5 経営安定のため、3つの確保に取り組みます。

- ① 人材確保については、施設の活動をホームページやInstagram等を活用したり、広報活動を積極的に行い魅力発信に努めます。ボランティアや実習生、アルバイト等の積極的な受け入れを進めるほか、職員から提案のあった可能な取り組みについて、検討、実現していきます。
 - ② 利用者の確保については、魅力化・差別化を図り、積極的な情報発信、関係先へのアプローチ等様々な取り組みを検討・推進していきます。
 - ③ 収益については、寮長・課長に権限を委譲し、各部署が収支のバランスを意識した運営を進め、安定した経営に努めます。
- 6 人材育成については、キャリアパスや人事考課により示された職員に求める能力や姿勢を身につけ、職位に応じた役割を果たすことができるよう、内部研修の充実や自己研鑽を図ると共に、OJT や面談の機会を活用します。また、社会的ニーズを踏まえ、強度行動障害者の受け入れや集中的支援が実施できるよう研修を充実します。
- 7 虐待や身体拘束については、繰り返し研修を実施し意識の定着を図ります。
- (1) 職員一人ひとりが利用者の尊厳、人権意識や職業倫理を高め、施設全体で虐待防止・権利擁護に取り組みます。
 - (2) チームで虐待を防止する意識を持ち、必要な支援の確認や振り返りを行い、職員間のコミュニケーションを図ることで「風通しの良い職場づくり」に努めます。
 - (3) 多様化する障害特性の理解や危険な兆候に対する支援力の向上に努めます。
- 8 適正な施設運営のもと、更なる福祉サービスの質の向上に努めるため、「外部の目」を取り入れます。
- (1) 権利擁護・サービス評価委員会において、利用者・保護者・後見人からの相談・苦情を受け付け、早期問題解決に努めます。
 - (2) アンケート結果や、常々の苦情や意見を真摯に受け止め、良質なサービスの提供ができるよう全職員で取り組みます。
 - (3) 積極的な情報開示をすることで施設の透明化を図り、社会的な信頼を得られるように努めます。
- 9 南海トラフ巨大地震や洪水・火災等、防災対策の充実や関係機関、大規模災害時相互協定締結施設、地域防災支援協力会等との連携を図り、利用者の安心・安全、地域住民の安全確保に努め、避難訓練の実施や大規模災害の備えを進めます。また、津波の無い地域への一部移転を推進します。感染症への対応については、国や県の通知や様々な機関の示す情報を収集すると共に、発生時における関係医療機関との連携体制の構築等に取り組みます。

令和6年度

おりなす【愛育会地域生活総合支援センター・なごみ】 運営方針・支援方針

- 1 社会福祉法人愛育会の理念に基づき、1人ひとりの人権を尊重し、利用者が望む豊かな暮らしの実現に向けた、サービスの提供に努めます。
- 2 地域との交流を深めるとともに、公益的な活動を通して暮らしやすい社会づくりに取り組み、地域の大切な社会資源の一つとして、愛され信頼される事業所を目指します。
- 3 新たに策定する中期計画を踏まえた上でそれぞれの事業運営を行い、進行状況の確認や修正を加えながら、計画が実現できるよう努めます。また、改訂される報酬体型の動向に応じた事業運営や、令和7年度10月から開始が予定されている新サービス「就労選択支援」について、制度の動きに留意し必要な対応を検討して行きます。
- 4 はたらく・くらしを一体的にサポートできるよう事業の枠を越えた支援体制がさらに機能するよう、(3年前の統合において)新設された各種会議や委員会の活用について見直しを行い、一層効果的な支援の提供ができるように進めます。
- 5 人材の確保について、ホームページ等のSNSを積極的に活用し、魅力ある情報の発信を行い、法人の求める職員像に沿った人材が集まるように努めます。また、ボランティアや実習生などを受け入れ、障がい福祉の理解や興味が深まるよう努めます。
- 6 職員の人材育成について、キャリアパスや人事考課表に示された求める能力や姿勢を基に評価を正しく行い、フィードバックしていきます。また、必要な研修などへの参加によりスキルアップを図ることで、人材育成を進めます。
- 7 苦情解決制度を活用し、利用者の苦情や要望について、迅速な対応をおこないます。また、利用者等へアンケートを実施し、課題を把握・改善し、更なる福祉サービスの質の向上に努めます。

8 障害者虐待防止及び身体拘束防止の更なる推進のために、その対策について検討し学びの機会を設けるなど、全ての職員の意識を高め未然防止に努めます。

9 巨大地震や風水害等の災害対策として改めてマニュアルや BCP を見直し、有事に備えます。また、災害発生時には人的被害を最小限度に抑えるよう迅速に対応し、福祉避難所の開設や運営ができるように整備を進めます。また、ウイルス等感染症についても、日々の最新の情報等を注視しながら、必要な対策を講じ感染症予防と感染拡大防止に努めます。

令和6年度

愛育会指定共同生活援助（若竹ホーム）事業計画

愛育会指定共同生活援助事業所「若竹ホーム」は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、以下の事業を実施します。

1 事業の目的

障がいのある人が地域生活を営む住居において、日常生活上の相談・支援等の支援を実施します。

2 事業の内容

- (1) 地域生活が円滑に送れるよう家事援助や人間関係における助言等柔軟な支援を行います。
- (2) 利用者の意思を尊重した個別支援計画に基づき、生活面・就業面の助言、支援等を行います。
- (3) 体験利用制度を設けることで、GHでの生活について理解し、利用者自身が将来の生活を選べる機会を設けます。サテライト型住居を活用し自立生活への支援を行い、地域移行への強化を図ります。1人暮らしタイプなど様々なタイプの部屋を用意し、本人が自分らしく暮らせるよう支援を行います。
- (4) 健康管理・安全管理への意識付けができるよう、積極的に情報提供を行います。
 - ・日々のバイタルチェックや健康診断等を行い、健康な生活への意識付けに努めます。
 - ・南海トラフ巨大地震等災害に対する避難訓練や防災意識を高めます。避難訓練（ホーム単位）や地域防災訓練参加、防災センター見学等
 - ・感染症対策を徹底し、感染予防及び感染拡大を防止します。

3 職員の資質向上

サービス管理責任者、生活支援員、看護師、世話人は、適切なサービス提供がなされるように研修等に努めます。

令和6年度

障がい者・児相談支援事業計画

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による「障がい者相談支援事業〔市町村実施要綱〕」に基づき、以下の事業を実施します。

1 事業の目的

地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、環境等に応じて、市町村及び他の障がい福祉サービス事業等を行う者と連携して、相談支援を総合的かつ効果的に行います。

(1) 愛育会地域生活総合支援センター

鳴門市・板野郡（松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）

2 事業の内容

(1) 基本相談支援事業【基本相談】

- ① 福祉サービスの利用等に関する支援
- ② 健康・医療に関する支援
- ③ 不安解消・情緒安定に関する支援
- ④ 保育・教育に関する支援
- ⑤ 家族関係・人間関係に関する支援
- ⑥ 家計・経済に関する支援
- ⑦ 生活技術に関する支援
- ⑧ 就労に関する支援
- ⑨ 権利擁護に関する支援等

(2) 指定特定相談支援事業(障がい者・障がい児)【計画相談】

サービス等利用計画（障がい者）及び障がい児支援利用計画（既に計画作成している児のみ）の作成やモニタリングを行います。

3 職員の資質向上

相談支援専門員として、当事者の意思決定や権利を第一に尊重します。相談支援専門員の価値観を支援の基準としないように努め、多様性や人の生き方、あらゆる思考を客観的に理解することに努めます。また、障がい福祉分野以外の学びの場も活用することで、対人援助における資質の向上に努めます。

4 その他

- (1) 地域自立支援協議会（全体会、運営会、サービス調整会議等）の参加及び鳴門市基幹相談支援センターとの連携、各種専門部会等の運営・協力を努めます。また、設置検討中の板野郡基幹相談支援センターについても行政・委託相談支援事業所と協議を行うと共に、事業開始後、適切な連携・協力を努めます。
- (2) 個別サービス調整会議等を必要に応じて開催します。
- (3) 相談支援事業の広報活動を行うと共に、各種会議等へ参加し関係機関との連携強化に努めます。
- (4) 鳴門市・板野郡委託相談支援事業所として、関係機関等が関わっているケース相談や悩み事相談について、従来通り適切に対応するように努めます。

令和6年度

障害者就業・生活支援センター (雇用安定等事業及び生活支援等事業)事業計画

6年度は「障害者就業・生活支援センター実施要綱」に基づき、以下の事項を実施します。

1 事業の目的

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、必要な指導、助言、その他の支援を行うことにより、徳島県東部保健福祉圏域に生活する障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図ります。

2 事業の内容

主任就業支援担当者1名、主任職場定着支援担当者1名、就業支援担当者5名、生活支援等担当者1名を配置し、以下の業務を行います。

(1) 雇用安定等事業

- ① 支援対象者とニーズの把握
- ② 就業及びこれに伴う日常生活上の問題に対する必要な支援
- ③ 企業の雇用管理に係る助言や支援
- ④ 基礎訓練や職業準備訓練、職場実習の実施

(2) 生活支援等事業

- ① 支援対象者とニーズの把握
- ② 家庭等や職場の訪問
- ③ 就業及びこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援

(3) 主任職場定着支援事業

- ① 職場定着が困難な事例における支援の実施
- ② 地域の関係機関への助言

3 資質の向上

専門性の高い相談支援事業として、多岐に渡る専門知識の収集や研修等により職員の資質向上に努めます。

令和6年度

地域活動支援センター（どんどこどん）事業計画

「地域活動支援センター」の目的に基づき、松茂町との契約により、次の事業を実施します。

1 事業の目的

地域の障がい者が、地域活動支援センターに通うことを通して、生活のリズムの定着や社会との交流促進など地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

2 事業の内容

(1) 創作活動や生産活動（基礎的事業）

地域の障がい者等が主体的に通所し、創作活動や軽作業などを通して地域住民とのコミュニケーションや交流を図りながら、活動の意欲や楽しみを感じていただき、これらの活動を通じてエンパワメントが身に付くように支援に努めます。また、防災意識への向上に努めます。

(2) 社会との交流（機能強化事業）

地域や団体が実施している各種スポーツ講習や地域の行事などに積極的に参加し、料理作りやお菓子作りなどを開催して地域住民とのふれあいの場を積極的に提供します。その中で地域住民の理解を得ながらその人らしい自立した生活が送れるように支援します。

3 資質の向上

障がいのある方（身体・精神・知的等）に対して、障がい特性に応じた適切な支援や活動が行えるよう研修などを行い、職員の資質の向上に努めます。

令和6年度

訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ支援）事業計画

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構「徳島障害者職業センター」との事業実施計画に基づき実施します。

1 事業の目的

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく協力機関として、就職後の職場定着支援を図るため、対象者及び事業主への効果的な支援についても対応実施します。

2 支援の内容

障がいのある方に対して、関係機関と連携して職場定着のための訪問、来所、通院同行等による援助を実施します。

3 職員の資質向上

就労支援の強化をするため、職員は援助者としての援助技術の向上に努めます。

令和6年度

自立生活援助事業計画

1 事業の目的

一人暮らし等において生活に必要な事柄の理解やその対処等を一緒に検討・対応することにより、生活スキルの獲得・向上に繋がります。その為の定期的な居宅訪問や随時の対応により必要なサービスを行います。

2 事業の内容

- ①定期的な巡回または、随時連絡を受けて訪問
- ②相談対応等による障がい者等に係る状況の把握
- ③地域生活に必要な情報の提供及び助言
- ④関係機関との連絡調整等
- ⑤その他障がい者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

3 対象者

- ①定期的な巡回訪問または、随時連絡により必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障がい者
- ②居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害・疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者

4 利用期間

1年間（適当と認められる場合には更新可）

5 資質の向上

適切にサービスの提供がなされるよう、福祉の専門知識のみならず多岐にわたる知識の収集を行い、活用することで支援の質の向上に努めます。

令和6年度

就労継続支援B型（なごみ）事業計画

① 支援方針

1. 作業活動支援・・・生産活動や企業での実習を通して社会のルールを学ぶとともに、工賃の向上を目標に、意欲を持って積極的に働くことができるよう支援します。また、経験を重ね、就労移行、一般就労をめざせるよう、支援を行っていきます。
2. 日常生活支援・・・基本的な生活支援の確立（身だしなみ・歯と口腔の健づくり等）を目指し、また生活リズムを身につけるよう支援します。また、個々の健康観察や障害特性に応じた支援と生活面もサポートしていきます。
3. レクリエーション支援・・・自主的かつ積極的にレクリエーションやスポーツ等、希望に応じた体験ができるように支援します。

② 支援内容

- 生活支援・・・利用者個々の生活基盤や環境を理解した上で、人権に配慮した支援を行い、社会的に自立した生活が営めるような技術や能力を伸ばしていく支援を実施することにより、社会人としての自覚や、自立心、生活技術を養っていきます。
- 作業活動支援・福祉的就労の場であることを理解し、働く喜びや仲間と協力することの大切さを学び、作業工賃の適切な使い方等金銭感覚を身に付け、日々の生活に充実感がもてるようにしていきます。
- その他の支援・個人のプライバシーに関する悩み事や心配事の相談に対しては、時間、場所等を配慮して行い、精神的に安定した作業活動ができるようにしていきます。また、季節ごとの行事やレクリエーションを計画し、日々の作業活動に変化をつけていきます。作業活動を通じて利用者・職員が生き生きと活動している事業所であることを SNS を活用し PR していきます。

③ 日課表

9:00	～	9:15	出勤・ミーティング
9:15	～	12:00	作業(クリーニング・受託作業・企業実習) (パン製造、販売関連作業)
12:00	～	13:00	昼食・休憩
13:00	～	15:30	作業(クリーニング・受託作業・企業実習) (パン製造、販売関連作業)
15:30	～	16:00	休憩・掃除
16:00	～	16:10	片付け・退勤

④ 週間計画

月曜日～金曜日(お盆・年末年始を除く)

但し、年間サービス提供日数269日(利用日数に係る特例適用)の為、土・日及び国民の祝日がサービス提供日となる場合があります。

令和6年度

就労移行支援（なごみ）事業計画

① 支援方針

1. 就労支援・・・企業での実習で、一般就労に向けて社会性を身につけることができるよう支援します。また、個人の特性に応じた活動内容や働き方を個別に相談します。
2. 求職活動支援・・・ハローワークや職業センター等の関係機関と連携をとりながら、5名以上6ヶ月以上の就労定着（定員の半数以上）を支援します。
3. 日常生活支援・・・働き続ける上で必要な金銭管理や健康管理等を支援します。
4. 余暇活動支援・・・利用者個々の希望に応じ、スポーツ、旅行等、様々なことにチャレンジ、経験をすることで、働きながら充実した余暇を過ごせるように支援します。

② 支援内容

生活支援・・・利用者個々の生活基盤や環境を理解した上で、人権に配慮した支援を行い、社会的に自立した生活が営めるような技術や能力を伸ばしていく支援を実施することにより、社会の一員としての自覚や、自立心、生活技術を養っていきます。

作業活動支援・職業訓練の場であることを理解し、働く喜びや仲間と協力することの大切さを学んでもらいます。また、施設外就労等を開拓し、利用者の就労に繋がるように支援していきます。

その他の支援・個人のプライバシーに関する悩み事や心配事の相談に対しては、時間、場所等を配慮して行い、精神的に安定した作業活動ができるようにしていきます。また、体験活動等を計画し、日々の作業活動に変化をつけていきます。

③ 日課表

9:00 ～ 12:00 出勤・実習及びミーティング

12:00 ～ 13:00 昼食・休憩

13:00 ～ 16:00 実習及びミーティング・退勤

※実習先により出退勤時間
や休憩時間が異なります。

④ 週間計画

月曜日～金曜日

但し、年間サービス提供日数269日(利用日数に係る特例適用)の為、土・日及び国民の祝日がサービス提供日となる場合があります。

令和6年度

就労定着支援（なごみ）事業計画

① 支援方針

1. 職場定着の支援・・・就職後に定期的に職場訪問をし、企業や関係機関等と相談連携をとりながら長く働き続けることができるように支援します。
2. 日常生活支援・・・働き続ける上で必要な暮らし、金銭管理、その他諸手続き等の相談に応じ、支援します。
3. 余暇支援・・・交流会や講演会等の情報を提供し、充実した休の過ごし方について支援します。

② 支援内容

連絡調整・・・利用者の職場への定着・就労の継続を図る為、事業所の事業主・医療機関・その他関係機関との連絡調整等を行い、利用者や家族に相談・指導・助言等、必要な支援を行います。

対面支援・・・1月に1回以上、利用者本人と対面し、生活上の問題・職場の悩みや問題について支援を行うとともに、雇用先の事業主を訪問し利用者の職場での状況を把握するように努めます。

離職者支援・・・定着支援提供期間中に離職する利用者で、就職を希望する人に関係機関と連絡調整、その他便宜の提供を行います。

③ 週間計

月曜日～金曜日

但し、年間サービス提供日数269日(利用日数に係る特例適用)の為、土・日及び国民の祝日がサービス提供日となる場合があります。